

事 務 連 絡

平成29年12月4日

関 係 各 位

愛媛県国民健康保険団体連合会

第二公費以降に地方単独福祉医療が発生する場合の  
請求方法（国保・後期レセプト）について

本会の審査支払事業につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年2月に本会の請求支払システムが更改されることに伴い、標記レセプトの請求における取扱について、標準システムの請求方法に統一することになります。

つきましては、お手数ですが、平成29年12月31日までに標準システムの請求方法に対応していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、現在の本会独自の請求方法と標準システムの請求方法の請求事例を別紙のとおり添付しておりますのでご参照ください。

また、標準の請求方法に未対応の場合、該当レセプトを返戻とさせていただきます場合がございますのでご注意ください。

業務管理課 管理調整班

担当者：田村・栗田・平岡

電 話：089-968-8878

## 《 事例 》

## 1. 地方単独福祉医療が月初めから該当する場合

(公費①＝国公費、公費②＝地方単独福祉医療)

## 事例 1-1

公費①公費②保険点数と同じ

本会独自の請求方法				⇒	標準システムの請求方法			
保険日数	10	保険点数	1,000		保険日数	10	保険点数	1,000
公費①日数	10	公費①点数	1,000		公費①日数	10	公費①点数	1,000
公費②日数	0	公費②点数	0		公費②日数	10	公費②点数	1,000

## 事例 1-2

公費①保険点数と異なる

本会独自の請求方法				⇒	標準システムの請求方法			
保険日数	10	保険点数	1,000		保険日数	10	保険点数	1,000
公費①日数	5	公費①点数	200		公費①日数	5	公費①点数	200
公費②日数	5	公費②点数	800		公費②日数	10	公費②点数	1,000

## 2. 地方単独福祉医療を月途中から取得する場合 (注)

(公費①＝国公費、公費②＝地方単独福祉医療)

## 事例 2-1

公費①月初めから取得 公費②月途中から取得

本会独自の請求方法				⇒	標準システムの請求方法			
保険日数	10	保険点数	1,000		保険日数	10	保険点数	1,000
公費①日数	10	公費①点数	1,000		公費①日数	10	公費①点数	1,000
公費②日数	0	公費②点数	0		公費②日数	5	公費②点数	200

## 事例 2-2

公費①公費② 月途中から同時取得

本会独自の請求方法				⇒	標準システムの請求方法			
保険日数	10	保険点数	1,000		保険日数	10	保険点数	1,000
公費①日数	5	公費①点数	200		公費①日数	5	公費①点数	200
公費②日数	0	公費②点数	0		公費②日数	5	公費②点数	200

(注) 月途中取得の場合はレセプト摘要欄に地方単独福祉医療開始日もしく地方単独福祉医療該当日を記載する。